

契約監視委員会（第19回）議事概要

開催日時	平成27年12月1日（火）午後2時25分～午後4時5分	
場 所	衆議院第二別館5階 会計課入札室	
委 員	委員長 岡本 和巳（公認会計士） 委 員 田代 尚徳（一般社団法人関東地域づくり協会非常勤理事） 委 員 谷川 淳（公認会計士）	
議事概要	1. 入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況等についての報告 2. 抽出結果の報告 3. 抽出案件の説明及び質疑応答	
審議対象期間	平成27年4月1日から平成27年9月30日まで	
抽出案件	3件（合計）	
一般競争	1件	<p>契約件名 分館第十二・第十三委員室テレビ中継用カメラ装置一式賃貸借</p> <p>契約相手方 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社</p> <p>契約金額 48,463,056円</p> <p>契約締結日 平成27年9月15日</p>
指名競争	1件	<p>契約件名 平成27年度議員会館に係る調査・検討業務（その1）</p> <p>契約相手方 株式会社総合設備コンサルタント</p> <p>契約金額 5,184,000円</p> <p>契約締結日 平成27年9月9日</p>
随意契約	1件	<p>契約件名 衆議院新議員会館整備等事業における電力貯蔵設備に係る事業者との協議支援業務</p> <p>契約相手方 プライスウォーターハウスクーパース株式会社</p> <p>契約金額 9,946,800円</p> <p>契約締結日 平成27年9月1日</p>
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

お問い合わせ先 衆議院事務局庶務部会計課 電話 03-3581-5111（代表） 内線 34340

(別紙)

意見・質問	回 答
<p>〔案件1〕</p> <p>契約件名 分館第十二・第十三委員室テレビ中継用カメラ装置一式賃貸借</p> <p>契約相手方 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社</p> <p>契約金額 48,463,056円</p> <p>契約締結日 平成27年9月15日</p> <p>・カメラ装置更新理由は経年劣化とのことだが、何年くらい使用したのか。また、経年劣化による不具合は、どのようなことがあるか。</p> <p>・リースの契約期間はどうなっているのか。</p> <p>・保守契約はしているのか。</p> <p>・契約内容に保守業務を入れないのはなぜか。</p> <p>・技術審査では何を求めているのか。</p> <p>・総合評価落札方式はとらないのか。</p> <p>・低入札調査制度の対象にはならないのか。</p> <p>・予定価格と契約金額に開きがあるが、考えられる理由はあるか。</p>	<p>・委員室に設置しているカメラ装置は10年間使用する計画としている。</p> <p>設置後5年経過時にオーバーホールを実施したうえで、その後5年間使用する。</p> <p>経年に伴い画像にノイズが出るなどの現象が出る場合がある。不具合はその都度修理を実施しているので、実際の放送に問題はない。</p> <p>・当初は国庫債務負担行為で5年間の契約とし、その後は1年間の契約を毎年契約更新をする。</p> <p>・本契約の範囲に年間保守は含まれない。</p> <p>・カメラ装置単体ではなく、国会審議テレビ中継放送設備全体を範囲とする保守契約を別途発注している。</p> <p>・カメラの能力としてハイビジョン放送の画素数に対応していることなどである。</p> <p>・本件は対象外である。</p> <p>・本件は低入札調査制度の対象外である。</p> <p>・カメラ装置本体の価格はメーカーによって違いがあるためかと思われる。</p>

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・他の入札者も低い金額で入札をしたのか。 ・予定価格作成の根拠はなにか。 ・他の委員室の更新状況はどうなっているのか。 ・10年計画で更新を実施するのは本件からか。 ・入札説明会には8者が参加したとのことであるが、応札者が4者となった理由はわかるか。 ・入札参加者と機器製造メーカーの資本関係について制限はあるか。 ・5年のリース契約後の再リース契約の価格に差はあるのか。 ・競争参加資格にある保守サポートの要求水準とはなにか。 <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本契約において予定価格と契約金額に随分開きがあるが、予定価格積算にあたって大きな差がないよう、考慮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちまちである。 ・本院の仕様を満たした製品の製造メーカー複数者から見積を徴し参考価格とした。 ・設置後10年経過した委員室から順次更新する計画がある。 ・借入案件としては最初である。 ・参加しなかった者にヒアリングをしたところ、賃貸借業務を行っていない製造メーカー、工事会社及び本院の仕様を満たした製品を用意できない者であった。 ・制限は設けていない。 ・再リース価格は、一般的に10分の1程度になる。 ・カメラ装置について、製造メーカーが設置後も故障等の修理対応が可能な製品であり、保守・修理体制があるということを確認するものである。

意見・質問	回 答
<p>[案件2]</p> <p>契約件名 平成27年度議員会館に係る調査・検討業務(その1)</p> <p>契約相手方 株式会社総合設備コンサルタント</p> <p>契約金額 5,184,000円</p> <p>契約締結日 平成27年9月9日</p> <p>・指名競争入札に移行する前の一般競争入札について、参加者はいなかったのか。</p> <p>・一般競争入札が不調になった際は、自動的に指名競争入札に移行するのか。</p> <p>・随意契約としなかった理由はなにか。</p> <p>・PFI事業終了前に行う必要がある改修等の調査とはなにか。PFI事業終了前に実施する必要があるのか。</p> <p>・事前にどちらが主体となるのかは決めないのか。</p>	<p>・一般競争入札には2回付しており、1回目は2者、2回目は1者が入札説明書等の資料を受領しているが、入札には参加しなかった。なお、契約相手方は一般競争入札の際は、入札説明資料を受け取りには来ていない。また、一般競争の資料受領者について、入札に参加しなかったからといって指名からはずすことはしていない。指名の選定条件にあう場合は指名している。</p> <p>・不調となった場合に、その都度検討している。自動的にという事はない。</p> <p>・競争性を確保するためである。</p> <p>・一般的に、建物は使用してからある程度の年数が経過すれば改修等の必要が生じてくる。PFI事業の終了前に改修等の必要が生じる部分もあるであろう。改修等の必要な部分を把握し、改修が適切に実施されるようにする必要がある。調査の内容は、PFI事業終了前に行う必要がある改修等を調査することと、その部分について、事業契約によりPFI事業者が実施するものと、そうではなく衆議院で実施する必要があるものに分類することである。</p> <p>・今回の調査検討の中に、改修の必要な理由によってどちらの実施分かを整理することが含まれる。</p>

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低いようだが、低入札とならないのか。 ・一般競争入札では応札者がいなかったのに、指名競争入札では複数の応札者があり、落札金額が低いのは何故か。 ・一般競争入札を２回実施しても参加者がいなかったのに指名競争で契約ができたのは時期的なこともあるのだろうか。 ・指名要件に技術者の人数があるが何故必要なのか。 ・この人数にこだわりがあるのか。 ・指名業者に地域要件はあったか。 ・予定価格と契約金額の差が大きいが、要因として考えられることはあるか。 ・一般競争入札を実施した際、応札者がいなかった理由は何か。 ・履行期間後に成果物が提出されるのか。 ・今回の業務は「その１」であるが、「その２」の業務もあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は低入札調査制度の対象外である。 ・承知していない。 ・それも考えられる。 ・建築に関する総合的な技術力がある者を担保するためである。 ・人数にこだわりはないが、本業務を履行するにあたり、建築に関する総合的な技術力がある者はこれくらいの有資格者がいると想定した。 ・地域要件は設定していない。 ・契約相手方に聞いたところ、受注意欲があったためと聞いている。 ・入札説明書等資料受領者に照会したところ、「同種業務の実績がない」、「条件が厳しい」、「技術者の配置が困難である」といった回答があった。 ・報告書が作成、提出される。 ・別の調査検討内容で来年度実施する予定である。

意見・質問	回 答
<p>・契約相手方の技術者数の規模はどれくらいなのか。</p> <p>・今回の応札者は、一般競争入札に付されたことを知り得たのか。</p> <p>・知らせめる方法はないのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・一般競争入札を2回実施した後、検討したうえで指名競争入札に移行したことは致し方ない。 委員会として特に言うことは無い。</p>	<p>・相当数の技術者を有している。</p> <p>・気づいていなかった可能性はある。</p> <p>・一般競争入札実施時には2回とも、公告期間、応募期間について長めに設定しており、公告の方法についても十分努力したと考える。</p>

意見・質問	回 答
<p>〔案件３〕</p> <p>契約件名 衆議院新議員会館整備等事業における電力貯蔵設備に係る事業者との協議支援業務</p> <p>契約相手方 プライスウォーターハウスクーパース株式会社</p> <p>契約金額 ９，９４６，８００円</p> <p>契約締結日 平成２７年９月１日</p> <p>・随意契約とした要因はなにか。</p> <p>・「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」とは具体的にどのようなことか。</p> <p>・契約相手方との当初契約はいつからか。</p> <p>・当初の契約は競争か。</p> <p>・平成２５年度以降は契約をしていないのか。</p> <p>・平成２３年の他施設での電力貯蔵設備火災事故発生時には対応を求めたのか。</p>	<p>・会計法第２９条の３第４項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」を適用している。また、早急に協議を終了させる必要性もあり、随意契約とした。</p> <p>・契約相手方は、新議員会館ＰＦＩ事業開始当初からアドバイザー業務を契約しており、新議員会館ＰＦＩ事業に精通している。他者と契約する場合、膨大な情報を開示する必要があるが、契約実績がある同者は迅速な対応が可能であると考え、随意契約とした。</p> <p>・平成１３年度からＰＦＩ手法による新議員会館整備検討業務を、平成１６年度から２４年度はファイナンシャルアドバイザーの委託契約をしていた。</p> <p>・プロポーザル方式により応募があった６者から選定された。</p> <p>・ＰＦＩ事業が安定してきたこともあり、支援を求める事例も少なくなり年間契約という形では契約をしていない。事象があった場合はその都度の契約で対応するという整理をした。</p> <p>・当時、契約相手方に対応を依頼した。</p>

意見・質問	回 答
<p>・ 本件の予定価格はどのように算出したのか。</p> <p>・ 当初の見積はもっと高かったのか。</p> <p>・ 契約の性質又は目的が競争を許さないという理由で同者に依頼するのが効率的なのか。</p> <p>・ 他のコンサルタント業者に発注することは考えなかったのか。</p> <p>・ P F I 事業者との協議開始から本件の契約に至るまで時間がかかっているがなぜか。</p> <p>(意見)</p> <p>・ 随意契約とした理由について、論点を整理し合理的な説明ができるようにしてほしい。</p>	<p>・ 契約相手方に想定される業務内容を示して見積を依頼した。業務内容を精査し、必要項目を整理したうえで予定価格に反映させた。</p> <p>・ 見積依頼の時点で実際に契約する業務内容が確定していなかったため、かなり膨らんだ金額であった。最終的には業務内容、金額について整理、調整をした。</p> <p>・ 他者に新議員会館 P F I 事業や電力貯蔵設備の内容について詳細に説明し、理解を求めることは困難である。新議員会館 P F I 事業開始時からアドバイザー業務を委託し、事情に精通している契約相手方に発注することが効率的であったと考える。</p> <p>・ 競争により発注することが基本であることは承知しているが、速やかに業務を遂行する必要があり、契約相手方への発注が適当であったと考える。</p> <p>・ 国と P F I 事業者との協議内容について検討の必要があった。結果的に契約相手方に発注することとなったが、契約相手方においても社内で本契約を請け負うことが可能であるか検討していたため調整に時間がかかった。</p>